

小美玉市議会 議会改革推進特別委員会（第24回）

招集年月日	平成29年9月5日(火)	午後1時30分
会場場所	小美玉市本庁舎 3階 委員会室	
出席委員	谷仲和雄委員長、幡谷好文副委員長、大和田智弘委員、笹目雄一副議長、大槻良明委員、小川賢治委員、藤井敏生委員、岩本好夫委員、木村喜一委員、鈴木俊一委員、市村文男議長	
欠席委員	なし	
職務出席者の職氏名	久保田議会事務局長、鈴木次長、須賀田補佐	
協議事項	1, 議会報告会「議会改革推進特別委員会所管の回答」について 2, 報告会の総括 3, 政治倫理条例について	
会議 (発言等の要旨)	<p style="text-align: center;">開会 午後1時30分</p> <p>幡谷副委員長 皆さまこんにちは。それでは第24回議会改革推進特別委員会を開会いたします。</p> <p>谷仲委員長 まず、最初に谷仲委員長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>改めましてこんにちは。</p> <p>午前中の特別委員会から引続き、委員の皆さまには大変お疲れさまでございます。また、議会改革推進特別委員会本日が第24回の開催となっております。</p> <p>今日は、まず、議会報告会の議会改革推進特別委員会分の回答について、そして、報告会の総括について、また、最後のほう政治倫理条例について、こちら3つの協議を進めたいと思います。過日の議会報告会におかれましては、皆さまのご協力を賜り無事開催いたしましたことを、まずはお礼を申し上げます。ありがとうございます。今日、議会報告会につきまして、総括を加えながら改善すべきところ、そういうところまで本日今日まとめていきたいと思っておりますので、皆さま方の忌憚のないご意見賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に変えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。</p> <p>幡谷副委員長 続きまして、市村議長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>市村議長 皆さんこんにちは。</p> <p>お忙しいところ、大変ご苦勞さまでございます。ただいま委員長からありましたように、細部に渡って審議するようでございますので、よろしくお願したいと思っております。なお、先ほど事務局とちょっと検討しました。研修会とかいわゆる派遣のことでございますが、これは議員派遣という形になります。いままでは委員会の研修はそれでよかったんですが、議長の決裁のもとに議長が求めて派遣をすると。それじゃないいろいろな公務があります。そういったことは議決をしておいて行かないと、公務に該当しなくなってしまうというようなことで、そのうえできっちりさせたいなということで、これも議会改革の一つでございますので、気が付いた点は一つ一つ直していきたいと思っておりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。今日はそれぞれ忙しい中、大変ご苦勞さまでです。よろしくお願いたします。</p> <p>幡谷副委員長 議事のほうに移ります。議事の進行は谷仲委員長にお願いいたします。</p>	
	①第22回会議録について ②第23回会議録について	

谷仲委員長

それでは早速議事のほうに進んで参ります。

まずは、本日の議事の資料（１）（２）につきましては、第 22 回、23 回の会議録となっておりますので、後ほどお目通しいただきたく存知ます。

③議会報告会の議会改革推進特別委員会分回答について

谷仲委員長

それでは、議会報告会の議会改革推進特別委員会分の回答、こちら 27 というページで、大きな紙こちら 2 項目についての当委員会の回答を求めたいと思います。

それでは、まず、当日の質問等、内容、趣旨についてでございますが、こちらがクエスチョン、そして当日議会からの回答用紙、こちらが A、アンサーとなっております。こちらのほうナンバー 9 番と 13 番について。まず、9 番のほうから皆さま方にまずはお目通しをいただきたく存じます。それでは、①議会改革のところでインターネット中継の計画は、本会議だけなのか委員会も含めてなのか。という①の問いに対して当日の回答は、インターネット中継につきましては、現在模索中です。是非今後インターネットの生中継を実現して参りたいと思います。という回答です。それと、②本会議のテレビ中継はやっていますが、委員会はやっていますか。委員会の中継をやっていない理由はなんですか。というのに対しまして、委員会中継はやっていません。理由は、委員会は中継しないと言う決まりのためです。というところです。こちら①番と②番。そして議会事務局のほうから執行部の回答としまして、①②とも実施にはハード面で多額の経費が必要で、予算化されていないというところを書いてございます。これらを踏まえまして、委員会としての回答を載せたいと思います。こちら委員会この委員会の回答のほう最終の回答ということで、こちらのほうがホームページ上、または議会広報紙こちらのほうに掲載する回答となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、①②③分けていきますと、議会改革のところでインターネット中継の件ですね、こちらのほうは、まず、現在の状況は本会議の動画配信等のほうは、当委員会のほうでも要望しておりますが、予算化されていないという状況でいるというところがまず 1 点あります。この委員会中継に関しては、いまのところは本会議の配信というところで、委員会のほうについては、当委員会のほうでも現在のところは本会議というところで進んでるかと思えます。そういうところが現状というところですね。あと③番の委員会の傍聴ですね、こちらのほうは原則公開という形で委員長の許可というところで進めているというところになりますので、そちらの 3 点をまとめるような形になるのかなとは思いますが、皆さま方のご意見でございますでしょうか。ございませんようでしたら、そのような形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

「異議なし」と呼ぶ声あり

谷仲委員長

では、13 番に移ります。13 番につきましても、まず、当日の質問等、内容要旨、議長から委員会の傍聴はほぼ 100% 出来るとのことだが、ほぼ 100% と言うことは何かの委員会が傍聴出来ないと言うこと、それが事前に分かれば役所に着てから帰ると言うことはなくなる。そこを配慮してほしい。というご意見に対しまして、先ほどの 9 番と内容は基本的には同じところかなと思えますので、委員長の許可を得て傍聴が出来ます、というところが回答の趣旨になってくるのかなとは思いますが、この辺について皆さま方どのような見解をお持ちでしょうか。

市村議長

ほぼと答えたのは、秘密会議というのは中にはそういう必要性もあるだろうと思うこともありますがほとんどないだろうけども、そういうのもう一つは霞台厚生施設のときのやつで、意見陳情を拒否した経過があるので、あのときは傍聴はしていただいたのですが、意見陳述は拒否したそういう経過もあるので、ほ

ぼと答えたそういうふうに思っています。

岩本委員

これ13番は、9番の議長が回答したことに対してのこれなんだよね。なんでぼというの、どういうことなんだということなんですけども、いま議長が言ったことと、あとは事務局でも答えているように、威圧的な行為があったりとか、人数が大勢の場合は傍聴も許可できない場合もある、ということがあるからこうなんだよね。だからこの事務局で書いたこととか同じようなことだよ。見解というかそういう規則になっているわけだからそれしかないと思う。

谷仲委員長

それでは、13番につきましては事務局作成のこちらの内容で、回答のほうを載せたいと思います。

それでは、こちら議会報告会における委員会の回答のほうは、これで閉じさせていただきます。

④報告会の総括について

谷仲委員長

続きます、議会報告会の総括についてというところから進めて参ります。

まず、今年議会報告会を3日間3会場、美野里公民館そして小川文化センターアピオス、そして生涯学習センターコスモスの集会室、こちら3ヶ所で開催をいたしました。この議会報告会につきましては、第1回、2回、今年3回目ということで、毎年少しずつですが前の年行ったところについて改善してくるところは改善していきながらという形で進めて参りました。今回、各会場、美野里地区、そして小川地区また玉里地区、各地域ごとの特色というところも報告会の中の意見交換出来たかなと。特に、最終日の玉里地区における意見交換においては、建設的なやり取りの内容であったかなというところで、わたくしのほうは感じております。そういう中で今回各会場、1班、2班、3班に別れまして、各皆さまが持ち場持ち場の役割を皆さま分担していただきながら進めて参ることが出来まして、この班編成この班で進めるということは、やっぱり各自それぞれが報告会について係られるというところで、これは来年以降もそういう形で続けていく形に意義があるのかなと考えております。そういうところで、今回議会報告会について皆さま方、今日内容のほうがこちら報告会の総括のというところが中心になります。皆さま方からのご意見等、これを踏まえた上で次の改善事項につきまして、何点か協議いただく形になっております。もし、差し支えなければお一方ずつ今回報告会についてお話いただければと思います。それでは、挙手にてもしお願い出来ればお願いいたします。

岩本委員

委員長確認なんだけど、議会報告会の全体について、それとも改善事項について(1)から(5)まであるんだけど、それを確認していくのそれとも総括の意見をもらいたい。

谷仲委員長

まずは総括ですね。こちらのご意見を踏まえた上で、細かいところ今度来年の形をある程度今日この件については、こういう形でというのを作ればやって参りたいと思います。

岩本委員

各常任委員会、特別委員会の報告の案なんだけど、それで口述書をどの委員会も作って読みあげる形になると思うんだけど、議会報告会で口述書だけしか持ってこないということがあったりとか、あとは予測される質問に対しての資料だったりとか、予算書だったりとか、そういったものは各々自分の判断の中で用意されたほうがいいのかと思います。それと自分で受け持ったパートは責任を持って出来る限りこなすということ。それともう1点は、間際になって口述書を作るのではなくて、やっぱり議会改革をほんとにしていくなれば、各定例会ごと

各常任委員会，特別委員会とも協議の中にやはり今定例会において議会報告会で報告すべきことというような文言を入れて，各定例会ごとまとめていくべきだと思います。

谷仲委員長

ありがとうございました。他に皆さまございましたら，挙手にてお願いします。

小川委員

第3回議会報告会ということで，非常にこの報告事項ですか，きちんと委員長，副委員長一生懸命取り組んであと事務局ですね，取り組んでいただいて良い報告会が出来たなというふうにわたしは感じております。(5)のその他にあります，来場者を増やすための方策というのがありますが，今回3会場で48名というようなか中で，前回よりは来場者が少なかったということについては，やはり増やすための方策を議員みんなで考えてやったほうがいいかなという感じがしております。石岡の会場でも他にわたしも傍聴には行けなかったんですが，2会場で60名というような新聞報道が出てましたが，やはり回を増すごとに人数も増えればなど，そのためにはみんなでどうしたら市民の人に来てもらって，市民の声を聞けるような報告会になればなというふうに思います。以上です。

谷仲委員長

ありがとうございました。他にございますか。

大槻委員

常任委員会もそうですけども，特に今回は広域のほうで，霞台がああいう工事があるんで質問が結構出たんですよ。だから工事とかそういう大きな行事がある広域事務組合に関しては，やっぱり組合の議員同士で事前に話し合いとか回答についてもう少し勉強をして，こう言われたらこう話したほうが良いと少し煮詰めたほうが良いと思います。以上です。

谷仲委員長

ありがとうございました。

大和田委員

先ほど岩本委員からも言われたのと同じなんですけど，今回正副委員長そして事務局におんぶに抱っこ形で今回進めちゃったかなと思いますので，来年の場合には今日からもう気持ちを改めて全ての定例会，あるいは委員会に大事だと思った資料は自分で整えておくような心がけが必要だなというふうに今年は改めて感じました。

谷仲委員長

ありがとうございました。他にございませんようでしたら。

貴重なご意見ありがとうございます。それではこちらのほう資料の改善事項についてというところこれに基づいて進めていきたいと思います。

まず，1番目でございますが開催時期につきましてこの過去3回8月の第1週というところで進めております。まず，この開催時期について他のところですね，例えば予算が決まった3月の定例以降ですとか，あとは決算が終わった9月定例以降，今回この8月というのはいよいよ6月の定例会というところ，何通りかある中で8月1週の開催で今後も続けていくか，それともこの開催時期これを検討していくかというところ，この開催時期によって準備スケジュール大幅に違ってきますので，終わったばかりなんですけど，もう来年の形を検討するにあたってこの開催時期についていかがでしょうか。

大和田委員

守谷へ研修に行ったときは決算が終わったあとにやっているというこれは一つの方法だなと思って感心してきたんで，これも一つの方法かなと思っています。今年は冷房に対する不満と言いますかあれはなかったですけど，どうしても議員は背広着て一杯着て一般の人は薄着できて，おまえら背広着てるから暑くてクーラー必要なんだろうと言われたことがありますので，そういう点も含めてやはり秋あたりのほうがいいのかと，決算が終わったあとのそういうふうにも感じま

した。大変暑い中では大変なのかなとは思いますが。

岩本委員

確かに予算とか決算が終わってからと思うのですが、例えば9月決算終わってからだとだいたいその時期に研修視察がかなり入ってくるんだよね。だからその時期は研修視察をずらせばいいんだけど、どっちか選ぶしかないよね。確かにこれから予算終わった時期例えば4月頃だと忙しいという気はするんだけど、だとしたら、決算が終わった時期にするとすれば、研修の時間も時期もずらさないと難しいよな。そうすると、その時期研修行けないとなると年明けになっちゃうかな、そしたら研修。その辺のところもあるから。

市村議長

それらに関連してですけど、決算が終わってからの時期になると、いわゆる茨城県東それから全国の議長会とか、基地協議会とかそういうものがふんだんに入ってくるんですよ。それはあとで日程がいくらか前になるような気がしますが、早い時期に何日頃って決めちゃうと今回わたし一つ研修出られなくなりました。そういうのがあるんです。一番そういうのが入ってこない時期がそういうことになっちゃうのかなと。

谷仲委員長

多分第1回目の開催については、初め5月ぐらいという案が出たと思います。要は3月の定例会が終わって年度予算、当初予算というところで5月ぐらいというところがあがって、あと今回の8月ということでございます。先ほど大和田委員のほうから守谷の視察で守谷の場合決算で事業仕分けというところを、要は決算に基づいてその事業を仕分けして、それを説明するのに決算の終わったあとにやっていますというだいたいその3通りです。いま皆さまのお話を総合すると、春先、秋口、夏ですね。そうするといまの話ですと同じ8月という時期に落ち着くのかなということでいま感じしておりますが、皆さま方も何かございますか時期的なところ。

鈴木委員

今年は土曜日が入ったので、これ絡んで平日だったのが土曜日の夜というのが入ったのでそれは良かったなと思っているのですが、8月はふれあいまつりとかあって区長さんとかその準備のために、結構去年来た区長さんが今年来ていなかった区長さん何人かいたんです。堅倉学区のわたしの知っている区長さん去年来てくれて今年来てなかった理由を聞いたら、ちょうどふれあいまつりのコミュニティーだったり何かの集まりが夜8月になると結構あって、それで来れなかったと聞いたんで、そういう準備とかで8月しかもお盆前で重なっているからもう1週間前で7月下旬だったりとか、また春先とか今度来場者を増やすための考え方で、より多くの人が一番来てもらえる時期というのを優先して考えてみるというのもあるかなと思ったんですが。

谷仲委員長

他にありますか。

岩本委員

今日ここで何月いついつって決めないとしても概ね8月頃にしておいて、最初5月頃だと5月というのは時間的に間に合わないような、要するに報告の資料作るのが間に合わないということで7月とか8月になった、最初7月にして7月は要は5月が駄目で7月になって、7月の末にはお祭りが各地域あってそれで8月の第1週ぐらいになったんだよね。考えると8月の第1週過ぎちゃうと今度お盆になっちゃうんでなかなか難しいところで、おそらくその時期が一番妥当なのかなという前提でなっているんで、来年も概ねその頃を目安にしておいて、それでまた年度が変わったあたりのときにでも、議会改革の特別委員会のほうで検討してみたらどうなんだろう。

谷仲委員長

そうしますと、だいたい概ね開催時期については同じところでという方向で進

めて参ります。ありがとうございます。

続きまして、この会場設営についてですが、今回アンケートのほうでテーブルがあったほうがというご意見をいただきまして、来年はテーブルを設置する形で進めて参りますので、これは決定項としてよろしく願いいたします。

各委員

「異議なし」と呼ぶ声あり

谷仲委員長

次でございますが、先ほど何名かの委員さんのほうから報告会ですね。報告会の内容を各定例会ごとにまとめていく形、これは先ほどのご意見いただいた形では是非今定例会から各常任委員会、特別委員会でございますが、こちら資料に書いてありますように、常任委員会というのは要は議案の審査というところが委員会で審議が行われます。特別委員会においては、特別委員会の活動と成果というところこちらがメインになってくる目的になってくるのかなとは思いますが。そういう意味で各常任委員会におかれましては、もう早速今定例会からお時間を少し取っていただく形で、議会報告会に対応出来る基礎的な内容の資料ですね、それに必要なところで進めていただければと思います。その点につきましては、これは市村議長のほうから各常任委員長さんのほうにお願いする形になるのか、それともわたしのほうから。

岩本委員

議長から言ってもらったほうがいいんじゃないかな。

谷仲委員長

そういうところで各常任委員長さんのほうにお願い出来ればというところで、当委員会からはこれは要望事項になるんですが。

岩本委員

であれば、議長のほうから各常任委員会と特別委員会も、審議事項、協議事項の最後にその項目を必ず入れてもらうようにすればいいわけだから、要するに議会報告会で報告すべきことは何かという項目を作ってもらって、今回なしですよという定例会もあるかもしれないし、今回のこの協議事項はこれは委員長、副委員長が決めることではなくて委員会で決めることなんだから、委員会の中で今回の委員会のこの議案はとか協議事項は報告会で報告しましょうという形で各委員会ごとにやってもらったらいんじゃない。

市村議長

貴重な意見をありがとうございます。そういった要請につきましては、わたしのほうから説明します。そして今回であれば南小学校、これ委員会で審議したわけではないんですけれども、当然これ委員会の所管でありますし、4月開校ということですから、そういう一つの目玉になるようなものを取り上げていただいて、これ委員会付託するのもほんとにあれだったんですけどね。その間におそらく現状の視察なりいろいろあると思いますので、そういった報告の時間等いろいろ考えますと2つか3つがいいのかなと思うんです。それと議案数も何件というような形で用意をすれば、別にあとはこの種類に転向していけば議会の報告会なので、必要な案件は全部審議した案件は載せたほうがいいのかというふうには思っているのですが、その辺のところは皆さんでよく考えていただいて、石岡のを見に行ったらば1件ずつで全然他の議案は載っていなかったの、ちょっと違うのかなというような感じはしましたけど、結構盛況にやっていました。以上です。

谷仲委員長

ありがとうございます。こちらの報告内容につきましては、各定例会ごと今定例からは是非お願い出来るような形で進めていただければ幸いと存知ますので、よろしく願いいたします。

それと、あとこの報告内容につきまして矢印でふってあるのを確認いただきながら、特に議案の審議においては賛否が分かれた議案の場合は議決に至った過程の説明というところ、あと重要議案等というのは先ほど議長の言われた初日に議

決された工事請負締結の議決ですね、小川南小学校こちらの内容に関しては、担当所管である文教の内容になってくるところ。

あと補正予算で今回一例をあげますと、出産のお祝い金というそういう新しい事業とかの補正予算について、そういうところを各委員会で議会報告会用の材料としてまとめていただく、あげていただくというところこれで随分基礎資料が充実してくるのかなと考えております。

また、特別委員会の場合にも各委員会の目的に沿って各定例会の委員会ですとか、あと1年間の活動と成果そういうところになってくるとかなというところで、これが参考になればと思って書いてみましたが、あとは各委員会にまとめていただくというところその1点だけ確認させていただきまして、よろしく願いいたします。

続きまして、②市政全般に関する意見交換につきましては、当日皆さま来場いただいた方からの質問に対してそういうやり取りが基本になって参りますので、やはり先ほど岩本委員さんのほうから説明に必要な資料そういうものは、各自揃えていただくようなところ、これは今後この方針でいきたいと思っております。

とにかく基本的には全員協議会の配布資料、議案書、予算・決算説明書等そういうところに基本的な内容は網羅されていると思っております。そういうところを各自の管理ということで、お願いするところでございます。

続きまして、今度配布資料につきまして、今回アンケートの中で文字がやっぱり見えづらいというご指摘何点かいただきました。それでこちらのほうでスクリーンと同一の1種類というのがいままでの形で、今年度昨年度とスクリーンと同一の1種類の資料だったんですが、今後はスクリーン用と配布用の2種類、簡単に言うとスクリーン用は大きい文字で単語で出す。それについて配布用の資料で説明みたいのを付け加えるという形の検討を進めて参りますというところがございます。あと先ほどの報告内容にもあるんですが、この委員長報告というのをある程度活用出来ないかなというところも考えております。

そして資料のフォーマットですね、これが多分1番現実的な課題になってくると思っております。フォーマットというかこういう形で資料を作りますという形を、今定例会あがった中で、一通りサンプルとして多分文教あたりのやつで作ってみようかと思っておりますので、そういうのを今度こちら特別委員会のほうにお示しをしてこういう形でという、例えば表題何々こういう形の中で書き込んでいくと、誰がどういう形でもそこに書き込めば資料になってくるという形を模索していきたいと思っております。それは今定例終わって文教のほうでサンプル作ってみたいと思っております。それに基づいて各委員会同じような形でいければと。そういうところで配布資料については考えております。

それとその他でございますが、これは緊急時の避難誘導體制というところこの視点です。これは班別のこないだのまとめのとき、これは植木議員さんのほうから緊急時の避難誘導體制の件と、それとアナウンスですね。いままで進行の人が開会前からずっと進んでやってはきましたが、この開会前までのイントロダクションの部分の違う人がやると、そのメリハリがつくのではないかと案がございました。これは開催直前のご提案だったので、次年度以降の検討材料としてということで、あげさせていただきますというところなんです。要は、はじまる前の説明というかそういうところを違う方がして開会から進行の人という、その2人があるとメリハリがつくのではないですかという趣旨だそうなんです。

あとは先ほど小川委員さんのほうから来場者を増やすためという、こちら周知方法としてはアンケートの結果でも一番多いのが、議会広報紙と広報おみたまという今回は両方に早い段階から各世帯に入るような形で進めて参りましたので、やっぱりこの来場者を増やすための方策として周知方法とは別に抜本的に何か取り組んでいかなければいけないかなというところになってくるとかなと思っておりますので、その件につきましても今後検討課題ということで、皆さま方にお知恵をいただきたいと思っております。大雑把にまとめてみましたが、こういうところを

改善していくと、まずは早速今定例会ごとから各委員会のほうで、議会報告会用のお時間をいただきましてまとめる形で運営致したいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。それでは議会報告会について他ございますようでしたら。

岩本委員

改善事項（3）のところの報告内容のところね。視察の成果とあるよね。これ成果も大事だけど、目的をまず大事にしっかり各委員会ごと、どういう目的でこの視察に行くのかという部分が一番大事な部分だから、それはしっかりと書いてもらったほうがいいと思います。

それともう1点、最後に議長が言ったように、報告は定例会ごとでいいかもしれないけど、議案でこういうことを審査したと事細かに、配布資料の中にそれは全部読んでもらえるかどうかは別にして、その定例会でこの常任委員会こういうことを議案審査しましたということは、きちんと配布資料の中に義務制にしてね、それは配布したほうがいいと思います。

市村議長

周知の方法は、今年は4月からいろんな場所で挨拶のたびに、4月から8月の日程が決まった時点から挨拶でずっとやってきたの。

岩本委員

例えばPTAなんかだと、これはPTAでやっていいかどうかは別にして、PTAなんかでなんか授業があるときには、各校何名ずつお願いしますというような文要請なんかあったりするのね。ただ議会報告会に関して各PTAで各校何名とは難しいかも知れないんですが、案内状を送るとかPTA会長さん副会長さんぐらいにまでは、連合のPTAだと全部名前、住所は把握しているはずだから、そういったところからお父さん、お母さん方の意見というのも非常に大事な貴重な部分なので、この時期にこういうところで報告会入れますので、是非お越しいただいてご意見いただければの旨の案内状みたいのを例えば区長さんにしてもそうだし、そういうのも心得てみるといいのかなとも思います。

市村議長

いままで以上に、今年は周知の方法を考えたと思うんだけど、いま言った案内状とか、あるいは全部じゃないけど電話とかそういうものを使って来てほしいなという人がいれば、それぞれやればいいと思う。周知の方法も考えなければいけないと改めて思ったんですよ。今年はほんとに周知の方法をいろいろ考えて進めたと思うんですけど、わたし自身もいろんな場所で挨拶あるたびに欠かさず言ってきました。

谷仲委員長

ありがとうございます。先ほどのご意見ですね。報告会の議案審議の内容という点も資料に入れる。あとご案内状という形。いままではほんとのいついっどこで何をやりますので来て下さいという内容だったのですが、今度は案内状の文面を検討してからお渡しするような形で、詳細な形ということも1つ取り組む形になるかと思います。改善事項につきまして貴重なご意見ありがとうございました。それでは、議会報告会につきましては以上でございます。

⑤政治倫理条例について

谷仲委員長

それでは最後でございます。こちら（5）番です。政治倫理条例についてというところでございますが、ページをおめくりいただきまして、29、30こちらをご覧いただきたいと思っております。こちらの資料のほうで、小美玉市職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準ということで、こちらのほうに交通事故等に係る内容で訓令ですね、訓令のほう参考に資料のほう載せてございます。現在こちらの政治倫理条例のほうなんですけど、こちらの政治倫理条例のほうで、この交通事故に係るところをこの訓令に基づいて、要はこちら訓令お目通しいただけば分かりますが、だいたいこういう形に準じたところを条例の細則という形ですかね。政治倫理条

例でいう第2条（議員及び市民の責務）というところの第2条の議員は、市民全体の代表として自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹して活動し、その使命の達成に努めなければならない。というところで、第3条になってくると、今度は、議員は、市政に係る責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。というところで、1から6まで書いております。例えば（1）は市民全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。以下こういくつか書いてありまして、ここの2条のところの議員は、市民全体の代表者としてと先ほど読んだ、市民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹してというところのここのところの基準と言いますか、そういうところで交通事故等に係る懲戒処分の基準という市の訓令に基づいて、例えばいまよく飲酒運転というところがやっぱりたまにニュースとかでも出てきますので、例えばそうなったときの対処基準そういうものをこれに基づく形で、この政治倫理条例の中の細則という言い方でいいんですかね、それともある程度の基準を設けましょうというところで今回皆さま方にお諮りをしているのですが、そういうところでいまこちら参考で訓令がありますが、だいたいこれに基づく形である程度まとめて政治倫理条例の中の1つの基準として入れようかなというところの提案です。それで、今日はこの一応参考として資料で今日お付けしてありますが、詳細についてはこれからもしこれで進めていく形になれば、あとは内容についてはこれからの協議ということで、今日はこれに取りかかるというところでお話を出させていただいておりますが、いかがでしょうか。

各委員

「いいんじゃないですか」と呼ぶ声あり

谷仲委員長

よろしいですか。では次回こちらのほうも検討いただく資料のほう用意しながら。

市村議長

これどうなのかな。罰則って別にないでしょ。

岩本委員

罰則もつくるの。

谷仲委員長

罰則とかではなくてですね。

市村議長

議員はいわゆるモラルというか、そういうことは当然のことであって、そういうことをした場合は自然といわゆる辞職・・・。

谷仲委員長

そこのところの基準ですね。罰則とかそういうのではなくて、その基準を付けましょうというところの話なんです。

岩本委員

罰則ではなくて、倫理の中で基準をつけましょうということでしょう。例えば政治倫理条例の入札云々で何親等ってあるように、本来であれば何親等と書かずとも議員であるものというところがあると思うんだけど、にしてもそういった基準をある程度付けているんで、そういった基準を付けましょうということなんでしょ。

谷仲委員長

基準を付けるとそれと同じところですよ。罰則とかそういうのではないです。もちろんその倫理に基づいて身の処し方は、それは議員個人が判断することというのはこれらは前提ですので、罰則ではなくて飲酒運転等こういうところの市の訓令これと同じようなところを照らし合わせて、基準を作るというそこです。

市村議長	だから罰則はないものと思っているけど、だけどもいわゆる基準って非常に難しいと思う。だから請負のどこに関しては、基準というのもあるんだけど、個人の行動の中でいわゆる、そこで基準を作るって果たしてどうかなという気はするんだけど、普通普段の行動を飲酒運転だけではなく事故も、それらの行動がわれわれは市民にいつもみんなから見られているので。
小川委員	われわれは条例というか、法令を議決する立場だよ議員としてね。その人が法律を交通事故という法律を犯しちゃうわけだよ。いま話し出ているように、いまはそれは個人の責任だよ。ある議会で報道されましたけど、交通事故飲酒運転で起こしたということで、議会は辞職勧告ということでありましたよね。その前に個人がそれ判断してやっちゃいけない法律を犯しているわけだから、その判断でこれはやっぱり自分で辞めるとかなんかというのは、その個人の判断だろうと思う。
幡谷副委員長	先ほどからいろいろお話が出ていて難しい問題なんですけど、例えばスピード違反これは自己申告しないと分からないし、じゃ申告するのいろいろとあると思うんですけど、そもそもやはり全ての交通ルールに対しては、議員としては自己判断による。そこを1点書き込んで、議会でわたしも基準というのは、ルールを守るっていうところにいくのかな、とわたしは思います。
鈴木委員	市役所の職員とかで、こういうの何かご存知だったんですか。こういうのあったの知っていました。これ最初に入庁するときに試験に出るんですか。説明は部長とかから受けたのですかね。覚えてない。職員じゃなくても当然だと思うので、委員長が言っている基準というのがモラルとか倫理の範囲内なのか、さっき議長がおっしゃっているような罰則まで含んでいるのか、交通ルールを守りましょうというようなモラルというか倫理みたいな感じならば、建設的でいいかなと思うんですけど、罰則規定とか、そこまでなんとかなるみたいな感じのものなのか。
市村議長	罰則はないよ。ないといっているでしょう。
鈴木委員	基準でモラルみたいなやつという方向性ならば、進めたほうがいいかなと思うんですけど、どの程度のどういうものなのか、具体的に分からないので、もう少し詳しく教えていただければと思うんですが。
市村議長	これは一つの調査……。
岩本委員	これは職員さんの場合は当然なんですけど、例えば庁舎に来るとき、公務のとき以外も全くプライベートでも当てはまるわけなんですよ。日曜日に例えば家族旅行に行ったときに、公道で30キロ以上のスピード違反をして事故をしましたなんていった場合は、当然これも申告しなかったらまたそれは加算されたり全くプライベートなことでもこれ。
久保田局長	報告しなくちゃいけないことになっています。
岩本委員	なっているのね。それは議長が言ったように調査をしてそれでやってみれば。
市村議長	そのほうがいいよ。何しろ牢獄からでも当選できるんだから。
市村議長	だからあとは自分でそれを身を処するかどうかだから。みんなから何も言われなくて、それは関係ないよと言えばそれまでだし。

谷仲委員長	さっき鈴木委員から言われた罰則というあれではなくて、さっき言った入札それと同じところの基準という認識。先ほど皆さまから調査というところですので、調査検討というところで次いってよろしいですか。
鈴木委員	勉強させて下さい。
⑥その他	
谷仲委員長	あと最後その他で何かございますか。
幡谷副委員長	すみません、事務局のほうにお尋ねするんですけど、マイクなんですけど本数って増やすことって出来るんですか。
鈴木次長	はい。おそらく買えばと思いますけどそれは調べてみて。
幡谷副委員長	そんなには高価なものではないはずなので、調べていただいて是非買って下さい。昨日も全協でマイクが、議会によっては一人1本ある議会もあるので、是非1テーブルに1つぐらい他、執行部さんとかが来たときにはそのテーブルに回るぐらいマイクがあったほうがいいかな。お願いします以上です。
谷仲委員長	他にございますか。
鈴木次長	疑問があったもので1点だけよろしいでしょうか。先ほどの政治倫理の話なんですけれども、そもそもは議会基本条例の中に政治倫理の話が載っております、その中で政治倫理とは別の条例を作って基本条例ではなくて、政治倫理条例がその中に載っているんですけど、別だてで政治倫理の条例を作られている状況になっているので、飲酒運転と政治倫理に関しては別ではないかと自分では思っているものですから、その辺の研究を一緒にさせていただければなと思っております。
谷仲委員長	わたしの思うところは、議員としての政治倫理の中の倫理です。倫理の中の一つ中の事故というところ、そこら辺すり合わせしながら進めていければと思います。こうでなければいけないとかそういう堅苦しいのではないので、あくまでも倫理っていうそこですね。そのところを埋めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。マイクのほう副委員長にお渡しします。
幡谷副委員長	それでは、第24回議会改革推進特別委員会のほうを閉会といたします。ご苦労さまでした。
閉会 午後2時30分	